

## 医療施設等処遇改善・物価上昇支援金支給要綱

医療施設等処遇改善・物価上昇支援金（以下「支援金」という。）は、予算の範囲内において支給するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 この支援金は、医療施設等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療施設等における従事者の処遇改善及び医療施設等における経営の改善に向けて、物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費にかかる物価上昇への対応を図るため、医療施設等に対し、次の各号に掲げる事業による支援金を支給することにより、地域医療提供体制を確保することを目的とする。

（1）医療施設等賃上げ支援事業

本事業は、医療施設等の従事者の処遇の改善につなげるため、都道府県が有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーション（いずれも健康保険法（大正十一年法律第七十号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。本実施要綱においては以下同じ。）に対して賃上げに必要な経費として支援金を支給し、確実な賃上げにつなげることを目的とする。

（2）医療施設等物価支援事業

本事業は、医療施設等が令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局に対して診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための支援金を支給し、経営の改善に繋げ、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

（支援対象施設）

第2条 この支援金の支給対象者は、「令和7年度 医療施設等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」（令和8年1月26日医政発0126第67号）に基づき、次の各号に定めるとおりとする。

（1）医療施設等賃上げ支援事業については、秋田県内に所在する別表1に掲げる支援対象施設のうち次のいずれかに該当する施設とする。

ア 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションのうち、令和8年3月1日時点で「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを届け出ている施設

イ 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する薬局

ウ 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届出られる条件を満たしていない有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

（2）医療施設等物価支援事業については、秋田県内に所在する、別表2に掲げる施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は、支給の対象外とする。

（1）秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設

（2）上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた施設

3 第1項（1）のイ及びウに該当する施設は、令和8年6月1日時点で診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを「賃上げ支援事業実績報告書（賃上げ改善報告書）」（様式2）により報告することとする。ただし、当該施設が見直し後のベースアップ評価料の対象とならなかった場合はこの限りではない。

（賃上げの対象者）

第3条 支援金のうち、「医療施設等賃上げ支援事業」による賃上げ支援の対象者は、支援対象施設等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）とし、次に掲げる者を除く。

（1）支援対象施設等の管理者

（2）支援対象施設等を開設する法人の理事長  
支援対象施設等を運営する個人事業主

（3）薬局の開設者

なお、支援金は現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃上げにも充当することができるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならなかった場合（※）、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

・事務職員

・40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師

（40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、また現時点で対象に含めることは検討されていない。）

(賃上げの支援対象事業)

第4条 医療施設等賃上げ支援事業の支援の対象となる事業は、本事業の支援金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員に係る賃金表や給与規程等の変更により賃金水準や基本給の底上げを行い(以下「ベースアップ」という。)、令和8年6月1日以降もベースアップの水準を維持または拡大する取り組みとし、賃金改善の内容にはベースアップに伴って増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

2 ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年4月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを令和8年4月1日以降実施し、令和8年6月1日以降も継続するものとする。

3 既に対象職員に対し令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回るベースアップを実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができるものとする。

4 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目(業績等に依拠して変動するものを除く。)の水準を低下させないこと。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる事項は本事業の対象としないものとする。

(1) 定期昇給による賃金の上昇部分に支給金を充当すること

(2) 診療報酬及び他の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金)を財源として行っている部分に充当すること

(3) 一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させること

(4) 同一法人内の一部の対象医療施設等のみに賃金改善を集中させること

(5) 賃金水準が全産業平均と比べて高い職種(医師・歯科医師等)に優先して配分すること

(6) その他本事業の目的から逸脱するもの

(支援対象期間)

第5条 この支援金の支給対象期間は次のとおりとする。

支援金	支援対象期間
(1) 医療施設等賃上げ支援事業	令和7年12月1日～令和8年5月31日
(2) 医療施設等物価支援事業	なし

(支給額等)

第6条 支援金の支給額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 医療施設等賃上げ支援事業は、別表1に定める1単位あたりの単価に単位数を乗じて算出される金額

(2) 医療施設等物価支援事業は、別表2に定める1単位あたりの単価に単位数を乗じて算出される金額

2 支援金の支給は1施設につき1回限りとする。

(申請方法)

第7条 支援金の支給を受けようとする者は、令和8年2月19日から令和8年3月17日までに、支給を受ける支援事業ごとに、次の各号に掲げる申請書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 医療施設等賃上げ支援事業

ア 支給申請書(様式第1号・共通)

イ 賃上げ誓約書(様式第2号)(※) 支援を受ける施設ごとに提出すること

(2) 医療施設等物価支援事業

ア 支給申請書(様式第1号・共通)

(実績報告)

第8条 支援金のうち、「医療施設等賃上げ支援事業」による支給を受けた者は、令和8年7月1日から令和8年8月1日の期間中に、実績報告書(賃上げ改善報告書)(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の規定により提出された実績報告書を確認し、その結果、支給した額の全部又は一部が第4条に定める内容に充てられていなかった場合は、すでに支給した支給額の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(不当利益の返還)

第9条 知事は、支援金の支給を受けた後に申請に係る対象施設が支給対象の要件に該当しないことが明らかとなった者又は申請内容を偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた者に対して、すでに支給した支援金の返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 財務規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

(別表1) 医療施設等賃上げ支援事業の支援対象施設および支援金額

支援対象施設		単 位	1単位あたり 単 価
有床診療所（医科・歯科）		1床（※1）	72,000円（※2）
無床診療所（医科・歯科）		1施設	150,000円
保険薬局 （※3）	1～5店舗	1施設	145,000円
	6～19店舗		105,000円
	20店舗以上		70,000円
訪問看護ステーション		1施設	228,000円

(※1) 許可病床数（休止病床を除く）。以下別表2（※1）において同じ。

(※2) 許可病床数（休止病床を除く）が2床以下の場合は1施設につき150,000円を支給する。

(※3) 申請者が所属する同一グループ内の保険薬局の数（申請者を含む）であり、厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。以下別表2（※3）において同じ。

(別表2) 医療施設等物価支援事業の支援対象施設および支援金額

支援対象施設		単 位	1単位あたり 単 価
有床診療所（医科・歯科）		1床（※1）	13,000円（※2）
無床診療所（医科・歯科）		1施設	170,000円
保険薬局 （※3）	1～5店舗	1施設	85,000円
	6～19店舗		75,000円
	20店舗以上		50,000円

(※2) 許可病床数（休止病床を除く）が13床以下の場合は1施設につき170,000円を支給する。

(附則)

この要綱は令和8年1月30日から施行する。